

財務省告示第二百六号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成十九年五月十五日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。
平成十九年六月八日

財務大臣 尾身 幸次

一 名称及び記 利付国庫債券（二年）（第二百五

十六回）

二 発行の根拠 平成十九年度における財政運営

の法律及びそ のための公債の発行の特例等に

関する法律（平成十九年法律第二

二十五号）第二十一条並びに

特別会計に関する法律（平成十

九年法律第二十三号）第四十六

条第一項及び附則第七十六条第

一項

三 振替法の適 社債等の振替に関する法律（平

成十三年法律第七十五号）以下

「振替法」という。）の規定の適

用を受けるものとし、その振替

機関は日本銀行とする。

四 発行方法 価格を競争に付して行われる入

札（以下「価格競争入札」とい

う。）による発行（以下「価格競

争入札発行」という。）、「価格競

争入札と同時に進行される入札で

あつて、価格競争入札において

定められた利率をその利率と

し、価格競争入札において募入

の決定を受けた各申込みの応募

価格を募入額により加重平均し

十 十八
九

払 者 入
込 者 札
期 者 参
日 加

平 財
成 務
十 大
九 臣
年 か
五 ら
月 通
十 知
五 を
日 受
け
た
者